

設計段階における「三者会議」の実施要領

令和 7 年 4 月

長崎県 土木部

設計段階における「三者会議」の実施要領

1. 目的

公共事業は、様々な地理的、地形的条件の異なる土地で、多種多様な現地の自然条件・現地条件に対処しながら構造物を完成させなければならない。そうした中、円滑かつ適切な工事施工のためには、各現場の自然条件、現地条件等を踏まえると共に、施工上の課題にも対応した設計とすることが重要である。

このため、設計業務時において、発注者、当該業務受注者（以下、「設計者」という。）及び施工方法等に精通する技術者（以下、「施工技術者」という。）の三者が一堂に会し、施工上の課題や対応方法などの意見交換等を行う「設計段階における三者会議」（以下、「三者会議」という。）を実施することとし、円滑かつ適切な工事施工に資することを目的とする。

2. 対象業務

（１）三者会議の対象とする業務（以下、「対象業務」という。）は、長崎県土木部（営繕事業は除く）及び長崎県水産部漁港漁場課が発注する設計業務のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、所属長が必要と認めるものとする。

ア）急峻な地形、感潮区間など施工条件が厳しい現場

イ）特殊工法など難度の高い現場

ウ）施工箇所が狭隘など施工ヤード・重機配置の検討が必要な現場

エ）既設道路幅員が狭いなど工事用道路の検討が必要な現場

オ）災害復旧など施工中の安全対策検討が必要な現場

カ）その他、施工技術者に意見を聞くことが必要な現場

（２）発注者は、業務発注の前に前項各号への該当の有無を確認するとともに、対象業務とする場合は、特記仕様書にその旨を明記する。

（３）対象業務として発注しなかった業務について、発注者及び設計者の協議の上、対象業務とすることができる。

3. 対象とする事項

三者会議は、対象業務に関する次に掲げる事項を検討対象とする。

（１）設計における施工計画（施工順序）に関する事項

（２）設計における仮設計画に関する事項

（３）関係機関（警察等）との協議において懸案となる事項

（４）その他、三者会議で検討が必要な事項

4. 構成

三者会議は、次の各号に定める発注者、設計者及び施工技術者で構成する。

(1) 発注者

対象業務の主任監督員及び監督員を原則とする。ただし、必要に応じて発注機関職員の参加も可能とする。

(2) 設計者

対象業務受注者の管理技術者は参加するものとする。ただし、発注者が認めた場合に限り、当該設計に関連する設計、測量及び調査に関する業務の管理技術者等の参加も可能とする。

(3) 施工技術者

当該業務の現場施工に際し、地域に精通し、当該現場の施工に必要な技術力を有する者として、各種団体から報告された者3名（3企業から各1名）を原則とする。

5. 三者会議の実施

(1) 設計者は、業務着手時の初回打合せにおいて、三者会議の実施予定時期（工法選定に関する発注者との協議実施後等）について発注者と協議を行うこととする。

(2) 発注者は、初回打合せ後、各種団体に三者会議実施予定時期の通知及び施工技術者の派遣依頼を行うこととする。（別紙1）

(3) 前項の依頼を受けた各種団体は、当該現場を施工する上で、地域に精通し、当該現場の施工に必要な技術力を有する施工技術者を発注者へ報告することとする。なお、やむを得ず施工技術者を変更する必要がある場合、各種団体は速やかに変更後の施工技術者を発注者へ報告すること。（別紙2）

(4) 発注者は、施工技術者の情報（連絡先等）を設計者へ提供することとする。

(5) 設計者は、三者会議の実施日について発注者及び施工技術者と調整し決定することとする。（実施日の1ヶ月前を目安に決定）

(6) 設計者は、三者会議で確認すべき事項等について発注者と協議し、決定後、確認すべき事項を記載した確認書（様式1）（協議に必要な添付資料含む）を施工技術者に送付（実施日の1週間前を目安）することとする。

(7) 三者会議は、発注者進行のもと、現地条件、施工性や安全性等を考慮し、より最適な施工計画や仮設計画などの立案及び懸案となる事項が明確化できるように意見交換を行うこととする。

(8) 三者会議の実施回数は対象業務につき1回を原則とするが、発注者が実施の必要性を認め、各構成員が同意する場合には、追加して実施できることとする。

6. 検討事項の整理

設計者は、三者会議実施後、議事録及び検討事項をとりまとめた検討事項確認書（様式2）

を作成し、発注者に提出することとする。

7. 追加検討事項

三者会議の結果により設計者が追加で検討する事項が発生した場合は、発注者と設計者が協議を行うものとする。

8. 費用負担

(1) 設計者及び施工技術者が参加するための経費（協議実施、旅費等の費用）については、以下の費用を発注者が負担する。

ア) 三者会議費用

設計者及び施工技術者が参加するための人件費について、1回当たり下記のとおりとする。

(i) 設計者

中間打合せとして計上する。

(ii) 施工技術者（1企業当たり）

主任技師を0.5人×1名計上する。

※3企業からの参加を原則とする。

イ) 旅費交通費（必要に応じて計上すること）

設計者及び施工技術者の旅費交通費は、積算基準書による。

(2) 当該設計に関連する設計、測量及び調査に関する業務の管理技術者等が参加するための経費（協議実施、旅費等の費用）については、『工事実施段階における「三者会議」の実施要領』に準じて算定し、支払うこととする。

9. その他

発注者は、当該業務の特記仕様書に、会議の開催回数、積算金額や支払い義務に関する条件等を記載すること。設計者は、特記仕様書の記載内容に応じて、各種団体に当該金額を支払うこととする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。